定　　款

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

第1章　総　則

（商号）

第 1 条　　当会社はシルバーエッグ・テクノロジー株式会社と称し、英文では Silver Egg Technology CO.,Ltd.と表す。

（目的）

第 2 条　　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1.　情報処理サービス業および情報提供サービス業
2.　コンピュータソフトウエアの設計、プログラム開発および技術提供保守ならびに販売
3.　情報処理に関するソフトウエアおよびハードウエアの研究、開発ならびに販売
4.　翻訳、通訳業務
5.　インターネット上での情報処理および情報提供サービス業
6.　コンピュータシステムおよびソフトウエアの利用に関するコンサルタント業
7.　インターネットを利用した通信販売業務
8.　インターネットに企業用ホームページを制作する業務
9.　インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、および保守
10.　インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
11.　コンピュータによる営業支援システムの企画、開発およびコンサルタント業務
12.　上記各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　　当会社は本店を大阪府吹田市に置く。

（公告の方法）

第 4 条　　当会社の公告は電子公告により行う。

2.　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株　式

（発行可能株式総数）

第 5 条　　当会社の発行可能株式総数は8，000，000株とする。

（自己株式の取得）

第 6 条　　当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 7 条　　当会社の1単元の株式数は100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第 8 条　　当会社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1.　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2.　取得請求権付株式の取得を請求する権利
3.　募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 9 条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

（株式取扱規則）

第 10 条　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第 11 条　　当会社は、毎年 12 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2.　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章　株　主　総　会

（招　集）

第　12　条　定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第　13　条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2.　株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第　14　条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第　15　条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.　会社法第 309 条第2項の定めによる決議は、定款に定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2.　　前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条　当会社には、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は7名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。

2.　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2.　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を遂行する。

3.　取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役の報酬等）

第 28 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場

合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章　　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）
第 30 条　当会社には、監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）
第 31 条　当会社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任）
第 32 条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。

（監査役の任期）
第 33 条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2.　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤監査役）
第 34 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 35 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（議事録）
第 37 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法

令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役の報酬等）
第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）
第 39 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2.　当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章　会計監査人

（会計監査人の設置）
第 40 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第 41 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 42 条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2.　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計　　算

（事業年度）

第　44　条　　当会社の事業年度は、毎年1月1日から 12 月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第　45　条　　当会社は、株主総会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という）を行う。

（中間配当金）

第　46　条　　当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という）を行うことができる。

（除斥期間）

第　47　条　　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2.　　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。